

協働・共生分野

5 市民と協働して自立したまちをつくる

1 市民と共に協働・共生のまちをつくる

1 市民との協働によるまちづくり

2 人権の尊重

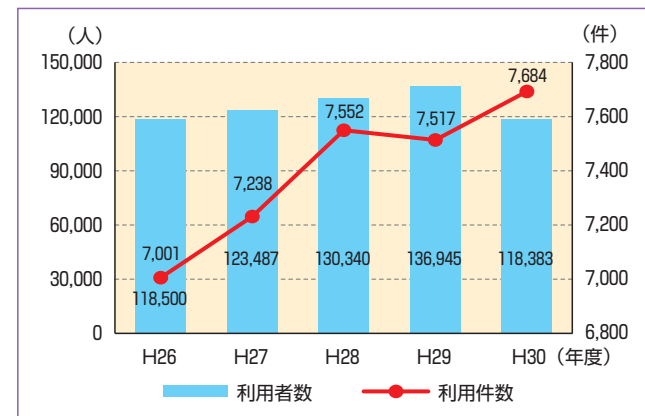
3 男女共同参画社会の確立

4 国際交流・国内交流の推進

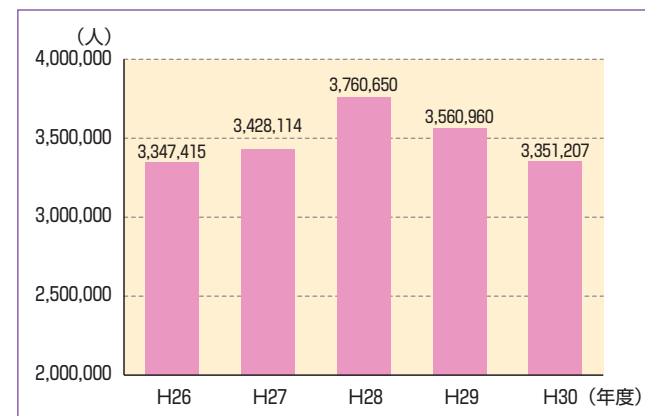
現状と課題

- ① 地域の課題や市民ニーズが多様化する中、従来の行政サービスだけでは十分に対応できない課題が発生しています。市民が持つ意見やアイデアをまちづくりに生かすことができる、協働まちづくりの仕組みや体制づくりを進めていく必要があります。
- ② 地域の連帯意識が希薄化している中、地域を基盤とした人と人とのつながりの大切さが再認識されています。多くの市民が地域コミュニティ活動に参加し、協力して地域の課題は地域で解決できるコミュニティの環境づくりが求められています。
- ③ ソーシャルメディア※を活用した市民への行政情報の提供や市民からの意見や提案の機会が増えています。行政情報を提供する機会の更なる充実とともに、市民の意識を的確に把握することが求められています。
- ④ インターネットを悪用した個人情報の漏えい事件などが社会問題化し、情報管理に対する関心が高まっている中、行政情報の適正な管理が求められています。個人情報の適正管理の徹底とともに、情報セキュリティ機能の向上を図る必要があります。

■ 絆の郷利用者数と利用件数



■ 市ホームページ訪問者数



施策の基本方針

- ① 市民が参画できる体制づくりや市民活動団体への支援、環境整備により、市民と行政による協働まちづくりを推進します。
- ② 地域のコミュニティ活動を支援するとともに活動環境の充実を図り、市民主体のコミュニティ活動を活性化させます。
- ③ 行政情報を分かりやすく速やかに提供し、市民と行政との情報の共有に努めるとともに、市民意識の把握に努めます。
- ④ 行政情報の適正な管理により、信頼性の高い市政運営を実現します。

※ ソーシャルメディア：インターネット上でユーザー同士が、情報を発信しながら、相互にコミュニケーションをとることができる情報伝達手段の一つ。フェイスブック、ツイッター、動画共有サイト、ブログなどがある。

施策の展開

- ① 協働まちづくりの推進
 - 市民活動の活性化への支援
 - 絆の郷など市民活動施設の適正な管理運営
 - 政策形成過程への市民参加の推進
- ② 地域コミュニティの充実
 - 地域コミュニティ活動への支援
 - 町内会などとの連携体制づくりの推進
 - 町内会議所施設の充実への支援
- ③ 行政情報の共有と市民意識の把握
 - 広報媒体及びソーシャルメディアを活用した行政情報の提供
 - 情報公開制度の適切な運用
 - 市民情報コーナーの充実
 - 市民意識の把握
- ④ 行政情報の適正な管理
 - 適正な文書管理の推進
 - 個人情報の適正管理の徹底
 - 情報セキュリティ機能の向上
 - 職員研修の充実



まちづくりの指標（成果指標）

指標名	現状値 (平成30年度)	目標値 (令和6年度)	解説・算出方法など
絆の郷利用者数	118,383人	130,000人	絆の郷を利用した人数
市ホームページ訪問者数	3,351,207人	3,600,000人	市ホームページに訪問した人数
市民情報コーナーでの行政情報提供件数	3,508件	3,900件	市民情報コーナーで市民に提供された行政情報の件数

関連計画

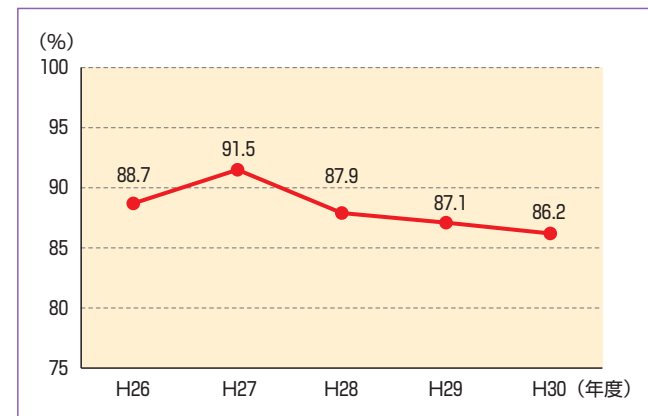
ICT推進基本方針（令和2年度～令和6年度）

現状と課題

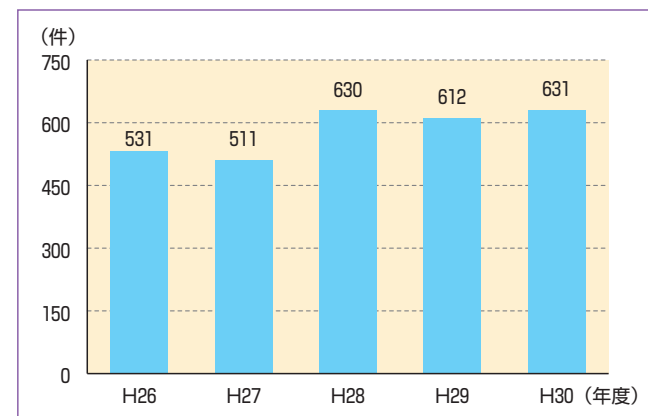
① 女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題、外国人などの人権問題の解決に向けた法制度が着実に整備されつつある一方、児童への虐待やインターネット上での書き込みによる人権侵害など、新たな課題が生じています。人権が尊重される社会の実現を目指し、市民の人権意識の高揚を図る取組が必要とされています。

② 人権法律行政相談では、人権擁護委員、弁護士、行政相談委員が市民の悩みごと、困りごと、法的トラブルなどの相談を受け、解決へのきっかけとなるアドバイスを行っています。様々な相談に対応できる体制の充実が求められています。

人権への意識が向上した人の割合



人権法律行政相談件数



施策の基本方針

① 人権啓発活動を総合的に推進することにより、人権が尊重される地域社会の実現を目指します。

② 人権法律行政相談の充実により、市民の悩みごと、困りごと、トラブルなどの解消に努めます。

施策の展開

① 人権啓発活動の総合的推進

- 基本的人権に関わる講演会、研修会、学習会の開催
- 教職員の指導力の向上と子どもたちの豊かな心の育成
- 隣保館・集会所活動の充実

② 人権法律行政相談の充実

- 人権擁護委員、弁護士、行政相談委員との協力・連携
- 相談体制の充実



まちづくりの指標（成果指標）

指標名	現状値 (平成30年度)	目標値 (令和6年度)	解説・算出方法など
人権への意識が向上した人の割合	86.2%	100%	地区別人権学習会の際に実施したアンケート調査で「受講後に人権意識が向上した」と回答した人の割合
隣保館・集会所利用者数	30,056人	30,000人	隣保館、集会所でのクラブ活動、教室、講演会、学習会などを利用した人数
人権法律行政相談件数	631件	600件	本庁、各支所で開設した人権法律行政相談で相談を受けた件数

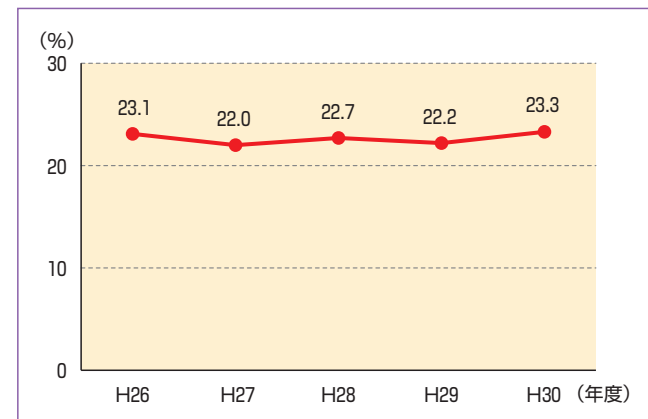
関連計画

第2次人権教育・啓発の推進に関する伊勢崎市基本計画（平成27年度～令和6年度）

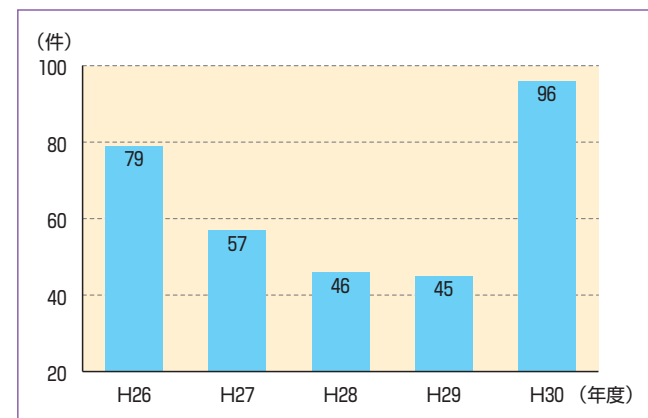
現状と課題

- ① 性別による固定的な役割分担意識は徐々に解消されつつありますが、職場や社会での慣行などにおける不平等感は依然として見られます。性別にかかわらず、誰もが個性と能力を十分に発揮できる社会の形成のため、市民一人ひとりの意識づくりが必要とされています。
- ② 男女共同参画を推進するための法整備が進められている一方、多くの分野における女性の参画は、まだ十分とは言えません。あらゆる分野における政策・方針決定の場に、男女が対等な構成員として参画し、多様な考えを社会に反映していくことが求められています。
- ③ 女性に対する暴力の根絶を図ることは、男女共同参画社会^{*}を形成するうえでの重要な課題です。特に、配偶者からの暴力は、潜在化、深刻化しやすい特性があり、被害者が早期に相談できる体制づくりと、被害からの回復に向けた支援を行うことが求められています。

審議会、委員会などでの女性委員の割合



配偶者からの暴力などの相談件数



施策の基本方針

- ① 家庭、地域、学校など、様々な場面における教育、学習機会を通じて、男女平等と男女共同参画の意識づくりを推進します。
- ② 男女の働き方の変革や、政策・方針決定の場への女性の登用拡大を進め、あらゆる分野における男女共同参画の実現を目指します。
- ③ 配偶者からの暴力などの相談に応じ、被害者を支援するとともに、女性に対するあらゆる暴力の根絶を目指します。

施策の展開

- ① 男女平等、男女共同参画の意識づくり
 - 男女平等教育の推進
 - 講演会などの開催による意識啓発
- ② あらゆる分野における男女共同参画の実現
 - 政策・方針決定過程への女性の参画拡大
 - ワーク・ライフ・バランス^{*}の実現に向けた環境整備
- ③ 配偶者からの暴力などに関する対策の推進
 - 配偶者からの暴力などの相談・支援体制の整備
 - 女性に対するあらゆる暴力の防止啓発



まちづくりの指標（成果指標）

指標名	現状値 (平成30年度)	目標値 (令和6年度)	解説・算出方法など
審議会、委員会などでの女性委員の割合	23.3%	30.0%	市民参加条例に定めた審議会、協議会、委員会に委員として参画した女性の割合
女性人材データベース登録者数	20人	30人	伊勢崎市女性人材データベースに登録された人数

関連計画

第3次男女共同参画計画（令和2年度～令和6年度）
第2次人権教育・啓発の推進に関する伊勢崎市基本計画（平成27年度～令和6年度）

^{*} 男女共同参画社会：男女が、互いに人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず誰もが個性と能力を発揮することができる社会。
^{*} ワーク・ライフ・バランス：やりがいや充実感を持って働きながら、家庭や地域においても健康で豊かな生活ができるよう、仕事と生活の調和を図ること。

協働・共生

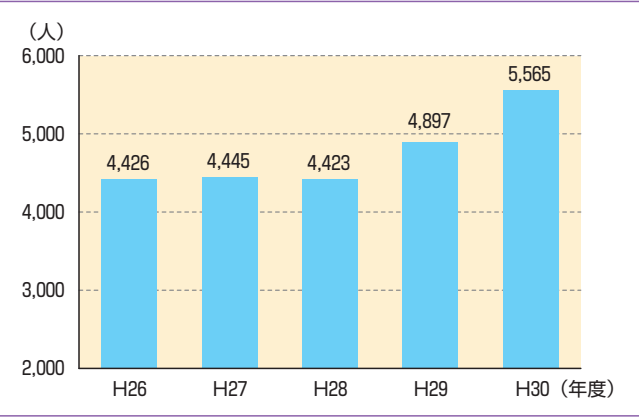
5-1-4 市民と共に協働・共生のまちをつくる
国際交流・国内交流の推進

市民と協働して自立したまちをつくる

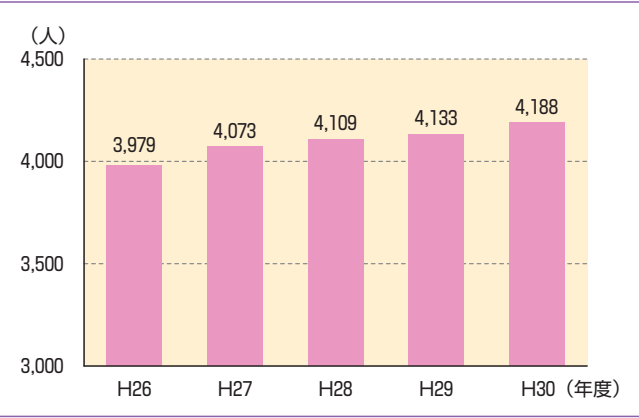
現状と課題

- 1 本市の外国人住民は、定住化の傾向が続いています。また、新たな在留資格の創設などにより、更に外国人住民の増加が見込まれます。外国人住民が地域社会の一員として安心して生活し、主体的に活動できる仕組みづくりを進めるとともに、市民の多文化共生^{*}への理解を深める必要があります。
- 2 国際化の進展により、外国の文化に触れる機会が増加しています。外国人住民との交流や国際姉妹都市・友好都市^{*}との交流などにより、国際的な視野を持つ市民を養成することが求められています。
- 3 様々な課題の解決に向けて、本市だけでなく隣接する都市や課題を共有する都市などとの連携を推進しています。また、都市の魅力の向上や活性化のため、市民が主体となった交流活動を支援していくことが求められています。

国際化事業の参加者数



国際交流事業の参加者数



施策の基本方針

- 1 文化、習慣、価値観の違いを理解し、共に地域を支え合う多文化共生社会の実現を図ります。
- 2 国際姉妹都市・友好都市をはじめとする国際交流を推進し、市民の国際性と相互理解の向上を図ります。
- 3 都市間相互の結び付きを強め、交流や連携を推進して、都市の魅力を高めるとともに、市民相互の多彩な交流により地域力の向上を図ります。

施策の展開

- 1 多文化共生社会の形成
 - 地域社会での相互理解の推進
 - 外国人住民が地域づくりに参加できる仕組みづくり
 - 地域の情報やサービスの多言語化の推進
 - 日本人住民、外国人住民が共に言語、文化、習慣を学ぶ機会の充実
- 2 国際交流の推進
 - 国際姉妹都市・友好都市との市民交流の充実
 - 国際交流イベントなどの開催
 - 中学生の海外語学研修を通じた交流活動の推進
- 3 都市間交流・連携の推進
 - 友好親善都市^{*}との市民交流の充実
 - 防災・医療分野での連携の強化
 - 課題を共有した都市との情報交換と交流・連携
 - 市民、団体、NPOなどによる民間交流活動への支援

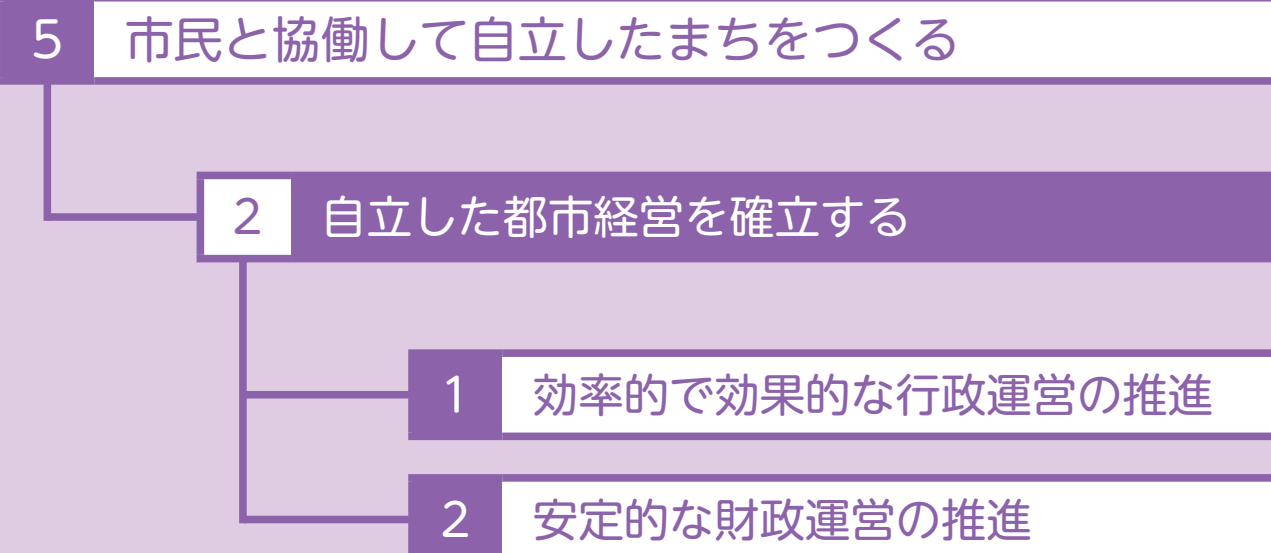


まちづくりの指標（成果指標）

指標名	現状値 (平成30年度)	目標値 (令和6年度)	解説・算出方法など
国際化事業の参加者数	5,565人	5,800人	多文化共生による国際化を目的に実施される事業に参加した人数
国際交流事業の参加者数	4,188人	4,500人	世界との交流を通して豊かな国際感覚を養うことを目的に実施される事業に参加した人数

^{*} 多文化共生：様々な文化や個性を持った人々が、互いの違いの大切さを認め、対等な関係を築きながら、共に生きていくこと。
^{*} 国際姉妹都市・友好都市：アメリカ合衆国ミズーリ州スプリングフィールド市（姉妹都市）、中華人民共和国安徽省馬鞍山市（友好都市）
^{*} 友好親善都市：新潟県長岡市寺泊地域

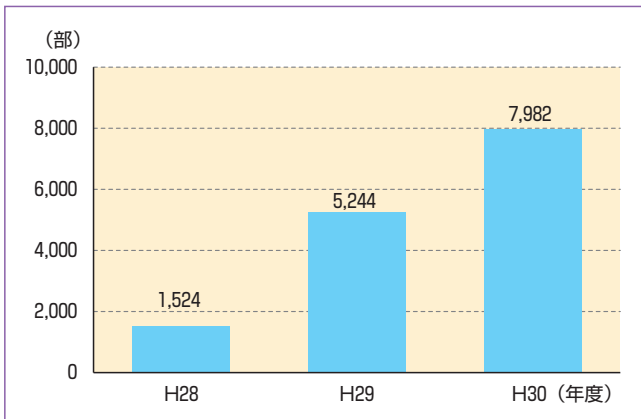
行財政分野



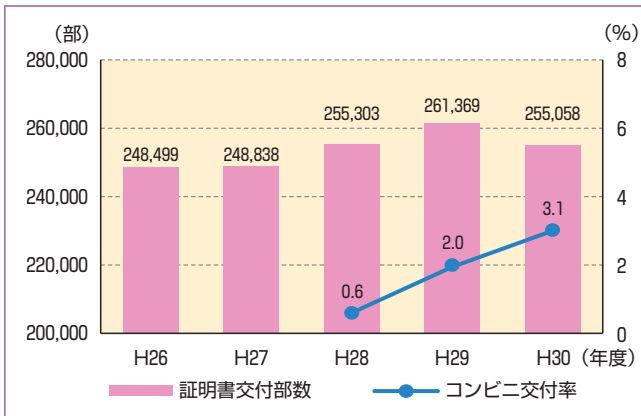
現状と課題

- ① 行政に対する市民ニーズは、社会情勢の変化に伴い高度化かつ多様化しており、より質の高いサービスの提供が求められています。事務事業の目的や成果を検証し、見直しや効率化を図り、マイナンバー制度やデジタル技術を活用しながら、市民サービスを充実させていくことが重要です。
- ② 地方分権改革の進展により、基礎自治体の役割はますます拡大し、時代の変化に対応した組織運営が求められています。より良い市民サービスを効率的に提供するため、民間活力の効果的な活用を含めた組織体制の見直しや、職員の政策形成能力の向上が必要です。
- ③ 公共施設の老朽化に対応するため、計画的に維持修繕、改修工事を行う必要があります。施設の長寿命化を図るとともに、機能に留意しつつ施設の統廃合などの検討を進め、適正な配置に努めることが必要です。

■ 証明書のコンビニ交付部数（平成28年10月交付開始）



■ 証明書交付部数とコンビニ交付率



施策の展開

- ① 市民サービスの充実
 - 事務事業の見直し・効率化
 - ICT※（情報通信技術）の活用
 - 窓口サービスの向上
- ② 合理的な組織運営の推進
 - 職員定員の適正化と組織機構の適切な見直し
 - 職員の資質と能力の向上
 - 民間活力の活用
- ③ 公共施設の計画的な管理と適正配置
 - 公共施設の計画的な管理
 - 公共施設の統廃合と有効活用



まちづくりの指標（成果指標）

指標名	現状値 (平成30年度)	目標値 (令和6年度)	解説・算出方法など
証明書コンビニ交付率	3.1%	10.0%	証明書交付部数に対する証明書コンビニ交付部数の割合

関連計画

行政改革大綱（令和2年度～）
ICT推進基本方針（令和2年度～令和6年度）
公共施設等総合管理計画（平成28年度～）

施策の基本方針

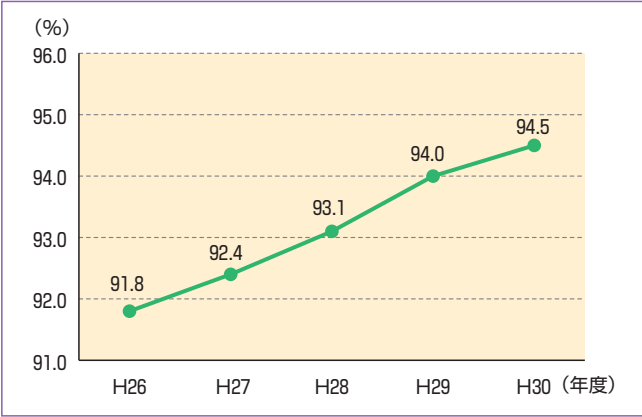
- ① 事務事業の見直しによる効率化やデジタル技術などの活用、窓口サービスの向上により、市民サービスを充実させます。
- ② 社会情勢に対応した組織の見直しや職員の資質の向上に努めるとともに、民間活力の効果的な活用を含めた組織の効率化、活性化と適材適所の人員配置を図ります。
- ③ 公共施設の効率的で効果的な管理・運営を進めるとともに、施設の長寿命化と適正配置に努めます。

※ ICT：Information and Communication Technology の略で、電話、メール、インターネット、放送など、情報や通信に関する技術の総称。

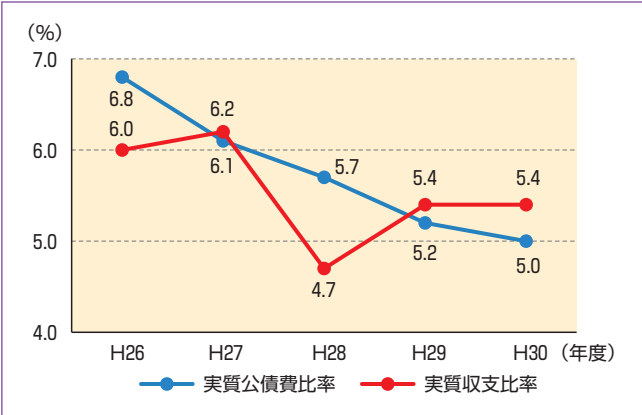
現状と課題

- ① 急速な少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少などにより税収減が危惧されています。健全な財政運営を推進していくためにも、市税をはじめとする自主財源^{*}を安定的に確保する取組が求められています。
- ② 臨時財政対策債^{*}や合併特例事業債^{*}の発行により市債^{*}残高が高止まりしています。将来に過度な負担を残さないための堅実な管理計画に基づく財政運営が求められています。
- ③ 公共施設などの老朽化への対応や少子高齢化に伴う社会保障費の増加が見込まれています。事業の優先性や緊急性などに配慮した計画的な予算編成と効率的で効果的な事業実施に取り組むとともに、積極的な財政状況などの公表による透明性の確保と課題の把握に努めた財政運営が求められています。

市税収納率



実質公債費比率、実質収支比率



施策の展開

- ① 市税などの自主財源の確保
 - 課税客体の正確な把握
 - 財産調査に基づく滞納処分などの滞納対策の強化
 - 期限内納付促進に向けた納付機会の拡大
 - 市有財産の活用と適正な処分
- ② 依存財源の適正管理
 - 市債と公債費^{*}の推移の調査・分析
 - 将来負担を見据えた市債借入の調整
 - 臨時財政対策債と合併特例事業債の適正な活用
 - 国庫支出金、県支出金の確保
- ③ 健全で効果的な予算編成と執行
 - 総合計画実施計画を踏まえた適正な進行管理
 - 各種基金の適正な管理と効果的な活用
 - 積極的な財政状況などの公表
 - 社会情勢に応じた総合評価落札方式^{*}の見直し



まちづくりの指標（成果指標）

指標名	現状値 (平成30年度)	目標値 (令和6年度)	解説・算出方法など
市税収納率	94.5%	97.0%	市税全体（市民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税など）の課税額に対する納付額の割合
実質公債費比率	5.0%	5.0%	市の公債費負担の健全度を判断するための指標 ※比率が低いほど健全性が高いことを表す。
実質収支比率	5.4%	5.0%	市の純剰余から財政運営の状況を判断するための指標 ※一般的に3%から5%が望ましい範囲とされている。

施策の基本方針

- ① 市税などの公平かつ適正な課税や自主財源の確保と増収のための対策を強化します。
- ② 市債や国・県補助金などの依存財源^{*}を適正に活用し、将来世代への財政負担の軽減を図ります。
- ③ 市民ニーズに即した、選択と集中による計画的な予算編成と執行により、健全で安定的な財政運営に努めます。

※ 自主財源：市税、使用料、手数料、基金からの繰入金などの自主的に収入する財源。
※ 臨時財政対策債：地方交付税の不足分について、特例として地方債（市債）を発行するもので、その元利償還金の100%が普通交付税に算入される。
※ 合併特例事業債：合併した市町村が20年間発行できる地方債（市債）で、その元利償還金の70%が普通交付税に算入される。建設事業費などの資金を外部から調達する場合に発行する債務（借入）で、歳入予算に計上される。
※ 市債：建設事業費などの資金を外部から調達する場合に発行する債務（借入）で、歳入予算に計上される。
※ 依存財源：国・県から交付される地方交付税、国庫支出金や県支出金、市債など外部に依存して収入する財源。
※ 公債費：発行した市債の元金や利子の償還（返済）に要する経費で、歳出予算に計上される。
※ 総合評価落札方式：公共工事の受注者を決定する競争入札方式の一つで、入札価格以外の技術点などの要素を加えて、価格や品質を総合的に評価するもの。